

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

サワラ日本海・東シナ海系群

2. 参考人

氏名	窪川 敏治
所属又は職業等	(有)金城水産 代表取締役 石川県定置漁業協会 代表監事 石川県漁業協同組合加賀支所 地区総代 (株)船舶職員養成協会北陸信越 教員

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見 (本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。)

水揚量、金額どちらで見ても地域での最重要魚種である一方、管理の前提となる資源評価において課題が多い。仮に TAC 管理を行うのであれば同系群の主要漁獲国の情報を収集し評価に組み込むことは必須であり、そのうえで漁獲シナリオを決定しないと実効性のある管理はできないと考える。

(2) 各論に関する御意見 (各項目に係る御意見があれば、御記載ください。)

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

漁獲報告にあたっては国の漁獲情報デジタル化推進事業等の取組が進んでいるが、報告のもとになっている漁協・市場等の販売システムは基本的には金額の管理を目的に設計されており、資源評価・管理に用いることを前提とされていない。早急に管理を進めるには既存のシステムの有効活用は必須だが、中長期的には全体的なシステムの見直しが必要となると考える。特に正確な評価のためにはサイズ別の漁獲情報が得られる体制が必須であり、現状のように「サワラ」銘柄一本ではなく、詳細な魚体情報を収集できることが求められる。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

漁獲の大宗を占める中国の漁獲量、漁獲情報が考慮されていないため、信頼に値する資源評価結果とは言えず、この評価のみから目標を設定することは不適當であると考え。国内漁業者の納得と理解を得ることが難しいことはもちろん、MSC によっても、認証取得は不可能という結論が下されており、現状の資源評価をもとにした管理では国際的に認められることも難しい。評価結果から数値目標等を導くのは難しいことを前提として、資源管理の目標をいかに設定して進めるか、原則にとらわれず検討すべき。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

資源評価が不十分である以上、その評価をもとにシナリオを決定することは危険である。他魚種と同様な考え方でシナリオの選択ではなく、本魚種独自の管理について検討する必要がある。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

定置網が漁獲の主体であり、漁獲のコントロールが難しい。魚種の特性として、現状では漁獲回避の手段が網抜きしかないことも大きな課題である。また、魚探への反応も弱く、入網量の推定も困難である。漁獲回避を行ったとしても本来獲れたはずの漁獲量が分からなければ、それに依存している資源評価の値にも影響を及ぼし、実態に沿った資源管理が困難になってしまう。  
現場で実際にどのように対応すべきかについては、上記課題に対する技術開発を進めたうえで、筋道を立てて説明をする必要がある。混獲入網のあおりを受けて他魚種の操業を止めないために、管理手法やルールについて検討する必要がある。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

各地区で時期を決めて網揚げ休漁を行っており、その努力量管理による漁獲圧の定量的な評価が必要。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

系群全体のうち日本の漁獲は2%程度であり、その漁獲をどう管理すると資源に対してどのようにリターンがあるか、管理の成果として何が得られるかしっかりと示すべき。  
またがり資源であるサワラを管理するにあたっては、どの時期にどのようなサイズのものを保護することが日本における資源の有効利用に資するか検討するためにも、回遊経路等、生態についてしっかり説明すべき。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

漁法及び資源の特性上、来遊の偏りが必ず生じるため、仮に数量管理を行うのであれば幅を持たせた配分等の柔軟な手法により管理する必要がある。  
漁獲数量等の漁獲情報の収集が数量管理のための第一歩にあたるため、他国においても同じ手法で漁獲情報を共有、収集、管理する体制を同時に整えるべき。

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

現状の評価では漁獲量への依存が大きく、不確実性が大きい。他魚種も含めて、環境の変動による影響を受けるほか、漁獲圧にも変動があるものの、現状では資源評価への反映は十分ではないと考える。調査研究を充実し、漁業だけに依存しない、頑健な資源評価を行うことが必要である。

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

サワラ日本海・東シナ海系群

2. 参考人

氏名	黒瀬 紀史雄
所属又は職業等	通定置株式会社 代表取締役 山口県漁業協同組合 通支店 運営委員

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見 (本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。)

○ 定置網漁業は、地域の市場の水揚げ量を支え、雇用機会を創出するなど、漁村の活性化に欠かせない核となる漁業であり、引き続き、定置網漁業が地域の重要な漁業として存続するためには、以下の点を踏まえ、TAC 制度の弾力的な運用等が必要と考える。

- ・ 定置網漁業は、いわゆる「待つ漁業」であり、資源を選択して採捕することが極めて厳しく漁獲量管理が困難な面があること、また、漁獲される資源は、入網した資源の 1 割～5 割程度といわれており、人為的に漁獲圧を高めることができる他の漁法に比べ資源にやさしい漁法であること。
- ・ (漁獲可能量を上回り、漁獲規制が発生した場合) 入網したサワラ放流作業は大きな労力を要し、また、他の魚種も逃すことにつながり経営的な打撃が非常に大きいこと。

○ 資源管理の重要性は理解しており、持続的な定置網漁業の経営を図るために必要な施策と認識している一方で、今回 TAC 候補種となっているサワラ、ブリはいずれも定置網漁業にとって重要な魚種であり、これらすべてにおいて放流作業を含めた数量管理等をしなければならなかった場合、物理的に大きな負担となることが予想され、また、長期的な経営計画の立案も困難になるのではないかと不安視。

(2) 各論に関する御意見 (各項目に係る御意見があれば、御記載ください。)

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

--

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

当該系群が、中国の漁獲統計に計上しているサワラと同じ系群であるとした場合、当該系群の漁獲は、国外が大半を占めていることとなり、国内のみで実施する資源管理の効果がどの程度寄与するのかが未知数。また、国内に形成された産卵場に由来する稚魚が確認できていないとの情報もあり、当該系群における知見を収集し、国内のみの資源管理の有効性を検証した結果を踏まえて議論すべき。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

上記（２）②のとおり

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

上記②のとおり

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

サワラ日本海・東シナ海系群

2. 参考人

氏名	西村 昭充	
所属又は職業等	漁業（漁業協同組合 J F しまね 恵曇支所所属） （出雲地区定置網組合連合会会長）	

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

当該資源は我が国による漁獲量より、韓国や中国による漁獲量の方が多いといわれており、我が国だけ TAC 管理を導入し、資源管理に取り組んだとしてもその効果が得られるかは疑問である。関係国と連携した資源管理が実施できる体制が整ってから導入を検討すべきではないか。我が国の漁業者が我慢し、維持増大させた資源を外国の漁業者が利用するという状況は納得できない。

持続的な資源利用のため、資源管理に取り組むことには賛成するが、当該資源の資源量指標値は高い水準で推移していると評価されており、直ちに TAC による資源管理を導入しなければ危機的に資源状態が悪化するという状況には無いと思われる。皆が納得して TAC 管理に取り組める体制が整うまでは法に基づく厳格な TAC 管理ではなく、緩やかな漁獲努力量管理等の導入を検討してはどうか。

当該資源を主要な漁獲物としている定置網漁業においては、その漁法の特性上特定の魚種を選択的に漁獲することはできず、効果的に漁獲を抑制する方法は網の開放による放流か休漁の 2 種類しか無い。定置漁業者は既にクロマグロの資源管理において、網の解放等経営に大きな影響を与える混獲回避の取組を実施しており、TAC 魚種の追加に伴い更なる操業の抑制を強いられた場合、漁業経営の存続自体が困難になることが予想されるため、基本的には TAC 管理の導入には反対である。仮にサワラのような定置網漁業の主要な漁獲対象資源を TAC 管理しようとした場合、選択的な放流技術の開発や休漁補償等の影響緩和策と合わせて慎重に議論する必要がある。

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

島根県においては漁協市場の販売情報を県に提供するシステムが構築されている。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

当該資源は我が国による漁獲量より、韓国や中国による漁獲量の方が多いと

いわれているが、その実態の把握は不十分である。また、再生産関係が推定できていないなど、他の資源と比べて国内のデータ量も十分とは言い難く、資源評価の精度に疑問がある。現時点でTAC管理の導入を議論するのは時期尚早ではないか。

また、我が国だけTAC管理を導入し、資源管理に取り組んだとしても、他国が無秩序に漁獲を続けた場合、その効果が得られるかは疑問である。関係国と連携した資源管理が実施できる体制が整ってから導入を検討すべきではないか。我が国の漁業者が我慢し、維持増大させた資源を外国の漁業者が利用するという状況は到底納得できない。

当該資源の資源量指標値は高い水準で推移していると評価されており、直ちに厳格なTAC管理を導入しなければ危機的に資源状態が悪化するという状況には無いと思われる。皆が納得してTAC管理に取り組める体制が整うまでは法に基づく厳格なTAC管理ではなく、緩やかな漁獲努力量管理等の導入を検討してはどうか。

### ③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

TAC総量の設定に当たっては、「資源」のことだけではなく、「漁業経営」や「地域経済」のことも念頭に入れて議論する必要がある。よって、短期間に漁獲量が増減するようなシナリオでは無く、中長期的に安定した漁獲可能性が設定されるシナリオを採択すべき。

### ④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

当該資源を主要な漁獲物としている定置網漁業においては、その漁法の特性上特定の魚種を選択的に漁獲することはできない。そのため、サワラのみを数量管理しようとするすると洋上で選別して放流するしかないが、サワラはデリケートな魚であり、たも網で掬って放流すると斃死してしまう。従って、効果的に漁獲を抑制する方法は網の開放による放流か休漁の2種類しか無い。定置漁業者は既にクロマグロの資源管理において、網の開放等経営に大きな影響を与える混獲回避の取組を実施しており、TAC魚種の追加に伴い更なる操業の抑制を強いられた場合、漁業経営の存続自体が困難になることが予想される。仮にサワラのような定置網漁業の主要な漁獲対象資源をTAC管理しようとする場合、選択的な放流技術の開発や休漁補償等の影響緩和策と合わせて慎重に議論する必要がある。

また、1魚種のTAC遵守のために操業そのものを休漁するような事態が発生しないよう、魚種毎の管理ではなく複数魚種をまとめて管理する、複数年で管理する等操業停止になりにくい管理手法の検討が必要であると考えられる。

### ⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

資源管理計画により、多くの定置網が1月以上の休漁、その他多くの漁業者が週1日以上自主的な休漁日を設けている。

### ⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

関係する漁業者（定置漁業・まき網漁業・さし網漁業・釣漁業）、流通業者 等

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

何故当該資源でTAC管理を導入する必要があるのか  
選択的に漁獲できない漁法における数量管理手法について  
資源評価の精度、信頼性について（根拠となるデータセットの提示）  
外国漁船による漁獲実態

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

大中型まき網漁業、各県：定置漁業、まき網漁業、さし網漁業 等

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

サワラ日本海・東シナ海系群

2. 参考人

氏名	太田太郎
所属又は職業等	公立鳥取環境大学環境学部環境学科 准教授

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

鳥取県では、サワラは、沿岸漁業において、刺網、一本釣り、定置網等の多種多様な漁法で漁獲されており、刺網および一本釣りでの漁獲割合が高くなっています。

本県のサワラの漁獲量は、1998 年以降、増加傾向にあり、2014 年以降やや減少したものの、2018、2019 年は著しく増加して、2019 年は年間 912t と過去最高となりました。しかし、2020 年に減少に転じ、2022 年は前年より減少し、漁獲量は 253 トンまで水揚げが減少しています。

国の資源評価によると、東シナ海のまき網と中部日本海の大型定置網の CPUE の相乗平均を資源量指標値としていますが、この 2 漁法の漁獲量を増加（安定化）されることのみを目標の基準にすることが、TAC 化の科学的根拠として十分とは思えません。

本県にとっても重要魚種であるため、資源評価の体制構築は進める必要があるとは考えますが、未だ共同研究で得られた資源生物学的知見を資源評価に反映させられていない状況にあり、TAC 化を目指すのであれば、資源評価体制の充実化についての議論を先に行うべきと考えられます。

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

鳥取県漁獲情報提供システムにより収集可能です。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

管理目標の基準である資源量指標値に不確定要素が多く、資源評価体制の再検討が必要と考えられます。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

シナリオ選択の根拠も明白ではないが、これは前述した通り、基準となる指標値に不確定要素が多いことに起因していると考えられる。特に当該魚種は大型魚であることも勘案すると、少なくとも、対象資源の成長や漁獲サイズを反映した資源評価モデルを構築することが、TAC 化の最低条件と考える。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

鳥取県（日本海側）ではここ二十数年で急激に漁獲が増加した「新興資源」な上、回遊性資源であるため漁獲変動も大きな魚種です。仮に十分な資源評価が行えるモデルを構築したとしても、今後を予測するのに十分な経験値（統計値）が不足しているとも考えられます。

また、中長期的な予測モデルを構築する上で、まずは短期的な漁況予測モデルを構築することも重要と考えられます。漁業者が納得できる資源評価体制を構築するために、さらなる知見の充実化が求められます。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

資源管理計画に基づく休漁日設定（地区ごとに異なる）

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

鳥取県内の刺網、一本釣、定置網に携わる漁業者、田後漁業協同組合、鳥取県漁業協同組合、赤碕町漁業協同組合、米子市漁業協同組合

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

単なる数量提示ではなく、具体的な方策の提案が必要です。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

刺網、一本釣、定置網

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

サワラ日本海・東シナ海系群

2. 参考人

氏名	畑中 鶴見
所属又は職業等	糸島漁協 姫島地区代表理事

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

- ・今回示されている資源評価は漁獲量と東シナ海の大中型まき網、日本海の大  
型定置網の単位努力量当たりの漁獲量のみを使った2系の評価で、今までは  
かの魚種で行ってきた評価とは異なっており、資源を正しく評価できている  
のか非常に疑問であり、乱暴な評価方法だと思います。
- ・サワラの漁獲量は来遊の有無や漁業者の数、時化の日数などによって変動し  
ます。また、東シナ海の大中型まき網では2021年の漁獲量が292tと、福岡  
県全体の漁獲量(831t)よりも少なく、この指標値で東シナ海全体の資源の  
動向が反映されているとは思えません。このことから、資源状態以外の影響  
を大きく受ける漁獲量や、努力量のみを用いた現行の資源評価では適切に資  
源を評価できていないのではと思います。
- ・漁業法第12条には「資源管理の目標は資源評価が行われた水産資源につい  
て水産資源ごとに資源水準（最大持続生産量MSYを実現するために維持し、  
又は回復させるべき目標となる値（目標管理基準値））の値を定めるものとす  
る。」とあります。
- ・サワラに関してはこのMSYは示されておらず、漁業法に則った資源管理とは  
言えないのではないのでしょうか？

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

- ・現在TAC魚種の漁獲量の報告は各漁協の職員が行っていますが、零細な漁協  
も多く、職員が不足しており、その作業は非常に負担となっております。今  
後、サワラも報告の義務が生じると、マンパワーが足りなくなります。
- ・デジタル化して省力化している漁協も一部ありますが、それでもデータの間  
違いはあり、そのチェックにはコストがかかります。数量管理になると漁獲  
量が漁業者の出漁停止に直結するため、漁協職員の負担も非常に大きなもの  
になります。
- ・そもそもパソコンなどが無い漁協もあり、紙での報告となるため非常にコス  
トがかかります。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

- ・ 前述のとおり、資源量指標値に基づく目標が、漁業法に則る管理とは異なっていると感じます。数量管理を行うならまずMSYに基づく目標を設定するところからではないでしょうか。
- ・ 系群内で日本の漁獲量は2020年に2.6%と微々たるものであり、日本独自で管理するのではなく各国間で連携した管理をすることが必要であると思います。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

- ・ 示された管理案では資源量の将来予測、神戸プロットが示されず、管理下におかれた後資源量がどうなっていくか分かりません。漁業者が管理の意義を理解するに至る長期の目標がみえず、なにを目指して管理していくのでしょうか。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

- ・ サワラに漁獲量制限がかかった場合、多くの漁業種類間での調整が必要です。サワラを避けて操業することで他魚種の漁獲も制限される恐れがあります。
- ・ 沿岸漁業は沖合漁業と違い、県の沿岸に来遊したときに漁獲するしかなく、その漁模様は魚群の来遊に大きく影響を受けます。また、福岡県におけるサワラの漁獲はひき縄釣りや小型定置網での水揚げがほとんどで、大中型まき網や大型定置網などの大規模な漁業種類よりも経営体が多いため、漁獲量の積み上げによる数量管理が非常に困難です。(枠を他県に融通した途端に来遊があるなど)
- ・ クロマグロ同様、サワラも網漁業による混獲で突発的な漁獲が起こる可能性があり、出荷できないことが考えられます。網漁業で一度漁獲されたサワラは漁獲直後に死んでおり、放流しても生き返りません。実際に数量管理する現場の漁業者の立場になって、管理の方針を検討していただきたいと思います。
- ・ 数量管理には運営上の限界があり、努力量での管理など柔軟な管理方針を検討していく必要があるのではないのでしょうか。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

- ・ 各漁業種類や漁協で休漁日や禁漁期の設定を行っています。
- ・ 一部漁協で体長制限の取り組みを行っています（40cm以下再放流など）。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

- 福岡県漁業者
  - ・ 釣り
  - ・ 定置網
  - ・ 刺し網
- 市場関係者、流通業者 等

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

- ・なぜ他の魚種と異なり2系で評価されているのか、MSYや将来予測を出すにはどんな課題があるのかの説明をまず初めにさせていただきたいです。
- ・MSYによる目標を出せない中で、管理を行うことに妥当性があるのか、資源の実態を適切に表しているのかを漁業者が分かるように説明してください。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

- ・漁業者、遊漁者、レジャー船

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

- ・提案書には「韓国・中国などにも漁獲されるため、国際的な資源評価・管理体制の構築が必要である。」とありますが、具体的にどのように働きかけているのか、もしくは今後どのように働きかけていくのか教えてください。

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

サワラ日本海・東シナ海系群

2. 参考人

氏名	後藤 政則
所属又は職業等	佐賀県玄海栽培漁業協会 技術顧問

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見 (本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。)

佐賀県玄海地区における本資源は、定置網を主として、曳き縄など各種漁業で漁獲されており、漁獲量は 2000 年頃から増加して、近年は多少の増減はあるものの一定の水準で推移している。

これは日本海の水温上昇など環境要因も考えられるところであるが、この状況を維持し、本資源を安定的に利用するには、漁獲動向を把握しながら適正な漁業管理を行うことが必要であると考えている。

また、東シナ海系群については、日本の漁獲量に比べ韓国、中国の漁獲量が非常に多いことから、両国との資源管理に関する協議が必要ではないか。

(2) 各論に関する御意見 (各項目に係る御意見があれば、御記載ください。)

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

本県の漁獲の大部分は定置網、曳き縄漁業である。

定置網については、佐賀玄海漁協魚市場へほぼ全量出荷されることから、データベース化されており収集体制は整っている。

一方、曳縄漁業は自由漁業であることから報告義務がなく、他県市場への出荷も見られることから、収集体制の構築が必要である。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

我が国における資源管理の重要性は理解できるが、漁獲量が多い韓国、中国側とも資源管理について協議を行うべきと考える。

④ 数量管理以外の資源管理措置の内容 (体長制限、禁漁期間等)

⑤ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

また、1魚種のTAC遵守のために操業そのものを休漁するような事態が発生しないよう、魚種毎の管理ではなく複数魚種をまとめて管理する、複数年で管理する等操業停止になりにくい管理手法の検討が必要であると考えます。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

サワラは本県の全海域で漁獲され、かつ、漁業種類も多岐にわたることから多くの漁業者が対象になると考えられる。

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

数量管理を実施したが、親魚量、漁獲量がシミュレーションより下回った場合の対応について

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

配分基準については、関係都道府県や漁業種類間での格差がでないような方法を検討し、実施してほしい。

3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

(様式1：参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

サワラ日本海・東シナ海系群

2. 参考人

氏名	中西 朝男
所属又は職業等	遠賀漁協 芦屋地区理事 (釣り漁業者)

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見 (本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。)

- ・サワラは福岡県で釣り、定置網、刺し網等多くの漁業種類によって漁獲される重要な魚です。
- ・中でも、サワラ釣り漁業は県内で多くの漁業者が従事している自由漁業で、漁具への初期投資が少ないことから取り組みやすく、新規就業者や高齢漁業者の受け皿となっています。
- ・サワラ釣りの専業者は少ないですが、イカ釣りとの兼業者は多く、兼業の漁業者はイカの漁模様や天候の様子を見ながらサワラ釣りに切り替えており、重要な収入源となっています。
- ・漁業経営を将来にわたって継続させるために資源管理は必要であり、その重要性は十分理解しています。実際、サワラ釣り漁業者は日頃から資源管理に取り組み、魚をとりすぎないように資源を大事にしてきました。また、獲ったサワラを高鮮度処理して単価を上げ、多く漁獲しなくても収益が上がるように努力してきました。
- ・福岡県の漁業者は沿岸に寄ってくるサワラを漁獲するので、その漁獲量はサワラが沿岸に来るか、来ないかによって変動します。また、サワラ釣り操業を行うかどうかはイカの漁模様によっても左右されるため、サワラの漁獲量は資源の状況を反映しているものではないと思います。
- ・本県のサワラ漁獲量は年ごとに多少の上下はあるものの、長期的に見ると高い水準を保っており、早急な数量管理が必要だとの認識はありません。

(2) 各論に関する御意見 (各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。)

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

- ・サワラは直接、小売業者に卸すなどの市場外流通もあり、それらを把握する報告体制を整備することが必要と考えます。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

- ・サワラの来遊は水温や餌の有無と深く関連していて、それらにより沿岸に寄ってくるかどうかが決まってくるのではないのでしょうか。今後、漁獲量が減ったとして、それが一時的な来遊の減少である可能性が否定できない状

況にも関わらず、漁獲量が減ることで次年の漁獲量上限が下がり、これが続くと、実際には資源量が減っていないのに TAC の漁獲枠はどんどん減っていくのではないのでしょうか。

- ・数量管理が始まると、来遊があったときにサワラがいるにも関わらず、漁獲できないということになります。沿岸漁業の特徴は沿岸に寄ってきた魚を漁獲するという柔軟に操業できる点だと思っており、それができないと大きな減収につながります。

### ③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

- ・我々漁師は数量管理によって資源の維持や回復が見込めて自らの将来に繋がるのであれば、管理に協力しようと思いますが、現状示されている資源評価に基づいた管理案では将来、資源がどうなるかも分からず、メリットが感じられません。
- ・現時点の資源評価は基礎的なデータが足りていないと聞いています。資源状態が悪いわけでもない中で多くの労力をかけて、急いで数量管理を始めるのは、現場の混乱を招きます。必要なデータを集め、評価の精度向上を図っていただいてから、数量管理の検討をするべきと考えます。

### ④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

- ・クロマグロの数量管理が始まってからイカが減ってきている感覚があり、イカ釣りではなくサワラ釣りを選択する頻度は高くなっています。しかし、サワラの制限による減収が生じた場合、他で補おうとさらにイカ釣りに行くことが増えると思われます。一つの魚種で資源管理を考えるのではなく、エサとの関係なども一緒に考え、資源管理を行う必要があると思えます。
- ・また、イカの漁場は比較的遠い沖合にあり、中古船では沖合に行くことが困難なため、イカ釣りに行けない漁業者もいます。近場で操業できるサワラは特に高齢の漁業者にとって非常に重要であり、サワラが数量管理になって漁獲に制限がかかった場合、生活できずにやめる漁業者も多く出てくると思えます。
- ・私の所属する遠賀漁協では漁業者の新規就業者研修制度を実施しており、研修生はサワラ釣りを行っています。それくらいサワラは初期投資が少なく参入しやすい漁業ですが、漁獲制限がかかったら向上心のある新規就業者は見込めなくなります。漁業者が減っている現状で、今回示された資源管理は漁業者の後継者不足を悪化させるのではないのでしょうか。
- ・クロマグロの数量管理では、定置網などで突発的に漁獲された場合、出荷できない状況になることがありました。サワラでも同様のことが起こり、クロマグロよりも影響はかなり大きくなります。
- ・地先の浜でも、サワラ釣りを行っている遊漁者を多く見かけます。遊漁者は獲ったサワラを販売もしているようで、その漁獲量は無視できないと思っております。数量管理が導入された後、漁業者のみが不利益を被らないよう、遊漁者を含めた資源評価・資源管理について十分に検討していただきたいです。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

・一部漁協の釣り漁業者で体長制限の取り組みを行っています（40 cm以下再放流など）。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

○福岡県漁業者

- ・釣り
- ・定置網
- ・刺し網

○市場関係者、流通業者 等

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

・圧倒的漁獲量を占める外国船による漁獲を無視して議論はできないと思います。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

・漁業者、遊漁者、レジャー船

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

・資源評価に必要なデータの不足や、日本の漁獲量の5～30倍以上を漁獲している中国・韓国等の漁獲による資源への影響が反映されていない中、現時点で数量管理に踏み切るのは時期尚早と考えます。

(様式1：参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

サワラ日本海・東シナ海系群

2. 参考人

氏名	浦田 和男
所属又は職業等	壱岐東部漁業協同組合 代表理事組合長

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

対象となるサワラは壱岐東部漁協の水揚額の大半を占めており、サワラ、ヤリイカ、クエ、ブリ類の4魚種が今では主要魚種となっている。数十年前からサワラが収益性の高い魚種として漁獲対象であったため、漁業種類も多数ある中で一本釣り（引き縄）が主体である。H26年度が水揚のピークであった。以前は100隻以上が操業していたが、現在では50～60隻を切っており、漁業者の減少に伴って漁獲量が減少している。サワラ狙いでヒラマサやカツオ類が釣れることはあるが、他魚種狙いでサワラが釣れることはほとんどない。サワラ引き縄は福岡、佐賀、長崎の3県で操業ルールを調整して操業しており、漁場となる海域では隻数も多く危ないため、遊漁船にはその操業海域内に入ってこないようお願いしている。そのため、遊漁での漁獲はあまりない。9月（早いと8月）から3月（遅いと4月）までが漁獲時期で、1月から3月が漁獲のピーク。漁獲時期の変化はない。販売先は岡山が最多、次に福岡。岡山はサワラの大消費地である。福岡は主に料理店向けの鮮魚需要である。

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

※各項目に関連のある御意見があれば、御記載ください。複数の項目に関連する場合には、その旨御記載ください。また、項目に関連する御意見がない場合には、項目を削除いただいて構いません。

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

漁業者の減少等の影響で漁協全体の水揚量が減少しているため、漁協は職員数を可能な限り減らして運営している状況で、作業量が多いと報告は困難である。販売システムから自動的にデータを変更して報告する体制はできたがまだ運用できていない。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

漁獲サイズ等を選択的に漁獲している一本釣り等の漁業と、一網打尽で漁獲する網漁業との違いを考慮してほしい。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

零細沿岸漁業者の漁家経営に影響を及ぼさないようなシナリオの採択

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

漁獲を制限される量がどの程度なのかが、漁家経営、漁協経営に関わることであり最も心配な点である。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

一本釣り漁業では取り決めたもの以外の単価が高いサイズを漁獲対象としており、小さいサイズは安いので元々漁獲していない。網漁業では体長制限の効果はあるかもしれないが、当地区の一本釣り漁業においてはすでにある程度実施できている。

（毎年回遊してくるサイズが異なるため、制限サイズを一定に決めるのは難しく、また、盛漁期である1～3月は時化が多く、出漁可能な日が限られるため、その期間における休漁日の設定は難しい。）

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

壱岐でいえば石田町漁協のように漁獲が多いところの意見を広く聞くべき。

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

漁業者の減少により漁獲量が減少傾向にあるが、資源量や漁獲努力量はどのような状況にあるのかという情報。

サワラはどういった餌を食べながら北上しているのかといった生態についての情報。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

数量管理の対象とするのは大量に漁獲している網漁業が有効と考える。一本釣り等の沿岸漁業は漁獲量が少なく、漁業者がどんどん減少しており、零細で水揚げの多くをサワラに頼っているため数量規制になると経営が厳しくなり考慮して欲しい。

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

サワラの資源管理だけでなく、資源回復についての取組と効果等の事例について情報が欲しい。

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

サワラ日本海東シナ海系群

2. 参考人

氏名	倉 幹夫
所属又は職業等	日本海定置漁業連絡協議会 (一般社団法人日本定置漁業協会 常任理事) (京都府定置漁業協会 会長) (伊根浦漁業株式会社 代表取締役)

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見 (本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。)

日本海定置漁業連絡協議会は新潟県から京都府の定置漁業協会で組織されている。所属府県の漁業における定置網漁業は、歴史的・文化的・経済的にも基幹漁業となっている。持続的な定置網の漁業経営の実現のためには、資源管理の取り組みが極めて重要であると認識しているが、漁業者に過度な負担がかかることのないよう、定置網漁業の特性を考慮した適切な資源管理を進められたい。具体的には以下の事項について十分ご留意いただきたい。

- ・今後、サワラにおいて TAC による数量規制が導入され、漁獲を制限しなければならぬ状況になった場合、サワラはスレに弱く、放流後に生き残れる活力を保つためには海中から揚げずに放流することが求められる。しかしながら、サワラのみを選別・放流技術が確立しておらず、他の混獲魚種の多くを逃すことを意味し、操業及び経営に与える影響は計り知れないものがある。よって、資源管理目標の導入に当たっては、数量管理と経営の維持を両立する方法について議論する必要がある。
- ・サワラ東シナ海系群の国別漁獲量に占める日本の割合は 2016～2018 年の 3 年平均でわずか 3% であり、中国及び韓国が大半を占めている。このような漁獲状況にもかかわらず、日本だけの極めて少ない漁獲データで全体の資源状態を評価し、それを基に日本の資源管理目標を策定することは統計学的精度に疑問を持たざるを得ない。  
また、日本だけが資源管理を実施しても資源に及ぼす影響は小さいことを懸念しており、関係国と足並みを揃えた管理を実施することが、漁業者も納得の上での資源管理の一つのポイントであると考えます。
- ・サワラは、もともと日本海側では希少な魚種であったが、2000 年代に入ってから、定置網による漁獲が飛躍的に増え定置網での重要魚種となった。しかしながら漁獲が増えた原因の解明には至っておらず漁獲量の増え方が急激であったことから、今後も急激に増加した場合、サワラによる操業停止等の事態が生じるのではないかと懸念している。

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

- ・各府県により銘柄の区別が異なる可能性があり、揃えておく必要があるのではないか。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

- ・サワラ東シナ海系群が、日本海沿岸域の定置網に漁獲されて20年程度であり、その資源的特性は十分に解明されていない。こういった現状にあって、20年程度のデータを基に日本単独で作成したサワラの資源評価結果の一部を切り取り、漁獲抑制や通常の操業状況の足枷となるような資源管理目標であってはならない。
- ・資源管理目標は、資源の変動が大きいことや定置網漁業の特性を踏まえ、複数年管理や複数種管理など、様々な可能性を検討する必要がある。必ずしも数値目標でなくてもよい。漁獲管理を行うということよりも、『資源の健康管理』を目的とするといった視点で、日々の漁獲データの蓄積を行うということにできないか。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

- ・サワラ東シナ海系群は、あくまでも中国、韓国を含めた全体の漁獲管理を踏まえたものであるべきである。シェアがわずか3%しかない日本が、単独で漁獲管理にもがくのではなく、中国、韓国も一体となった国際的な資源管理体制の構築が必要である。これらの国に資源管理体制への参画を積極的に働きかけるべきである。
- ・現状の漁獲シナリオでは、過去の平均漁獲量をベースにABCを計算しているため、急激な漁獲量の増加に対応できない。そのため、漁獲状況に応じた選択ができるよう複数のシナリオを検討していく必要がある。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

- ・サワラについては東シナ海から日本海にかかる広範な漁場で漁獲されている魚種であり、日本よりむしろ大量に漁獲している中国、韓国との間で協定締結といった形で管理体制を整えるべきではないか。
- ・数量目標を立て遵守するといった発想での協定が現状で難しいのであれば、漁獲情報の共有といった形での管理体制の整備といった方向性も考えられる。
- ・受動的漁業である定置網では、資源量が増えると入網量も増えることとなる。選択的漁獲が不得手な定置網において、入網した特定の魚を傷つけることなく逃がすことは難しい。選択漁獲技術を応用した放流技術も開発されつつあるが、その効果は限定的であるため、入網量が多い場合は休漁を余儀なくされてしまう。資源管理効果による資源回復という喜ぶべき現象が逆に現場の困窮を強めてしまうという矛盾が起こらないよう、柔軟な進め方が望まれる。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

- ・サワラは魚体が弱く現場における選別が難しいことから、体長や体重による漁獲制限といった措置は実質的に不可能。
- ・定置漁業は混獲を特性とし、サワラだけを禁漁といった設定はできないことから、他の管理魚種も包括したうえでの休業補償を前提とした休業日の設定などが考えられる。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

- ・日本だけでなく、中国、韓国等の関係者への意見も聞くなど、日本国内での意見聴取に留めてはいけない。
- ・まき網漁業関係者、あるいは流通業者、加工業者等の意見も聞くべき。

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

- ・曳釣漁業など、零細な漁業者もいる。資源管理の効果を何をもって評価するのか。一人歩きしやすい数値目標の設定にこだわるのか。漁獲実態把握のための漁獲データの蓄積も、それが重荷になり通常の操業に支障のないように考慮すべきである。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

- ・全国で広く漁獲される資源であり、どの漁業種類、地区でも重要な魚種であるため、特定の管理区分に管理が偏ることがないようにするべき。
- ・遊漁による釣獲量も一定量あると想定されることから、今後検討していくべきと考える。

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

- ・国内での多種多様な漁業において協調して管理に取り組むこととするほか、中国、韓国等他国の漁業においても同じレベルで管理に取り組まれるよう国として強く働きかけるべき。

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

サワラ日本海・東シナ海系群

2. 参考人

氏名	玉置泰司
所属又は職業等	一般社団法人日本定置漁業協会 専務理事

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見 (本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。)

同系群については、2020 年には中国が 89%程度を漁獲しており、韓国が 8.3%程度で次いでおり、日本はわずか 2.6%程度しか漁獲していない。このため、我が国が TAC により漁獲量の制限を行っても、資源に与える影響はほとんどないと考えられ、我が国が TAC 管理を行う科学的根拠は乏しいと思われる。

(2) 各論に関する御意見 (各項目に係る御意見があれば、御記載ください。)

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

農林統計ではサワラ類となっており、サワラ以外の近縁魚種も含まれている。サワラ東シナ海系群を漁獲している都道府県ごとに、近年の漁業種類別漁獲量の推移をデータで示してほしい。それらの県について、サワラ類に含まれている、サワラとサワラ以外の近縁種の漁獲量の推測方法についてご教示願いたい。

日本海における資源量指標値である 4 府県の大型定置網の CPUE を求める際に、漁業・養殖業生産統計年報での 4 府県の大型定置網の漁労体数を用いていたが、漁労体数は 2019 年以降公表されなくなったため、2018 年の数字をそのまま使用している。資源量指標値は、ABC の算定にあたって重要な数字であるようなので、正確な数字を把握するべきではないか。各府県では漁労体数を把握していると思うので、その数字を用いて再計算するべきではないか。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

系群全体の 2~3%程度しか漁獲していない日本が資源管理目標を設定可能であるという科学的根拠が乏しい。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

系群全体の 2~3%程度しか漁獲していない日本が漁獲シナリオを作成できる科学的根拠が乏しい。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

系群全体の 2~3%程度しか漁獲していない日本が数量管理を導入することの科学的根拠が乏しい。

- ⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

漁獲量の約9割を漁獲する中国がもし乱獲であるならば、中国の漁獲に対する意見を述べるべき。

- ⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

サワラを多く漁獲する県の定置漁業者

- ⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

系群全体の2~3%程度しか漁獲していない日本がなぜ数量管理を導入しなければならないのかという理由。単に漁業法でTAC管理が基本であると決めているからというのでは納得できない。科学的な意味を示すべき。

- ⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

- (3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

TACによる数量管理は、それによって資源に影響を与えることができる魚種だけに限定するべきである。そうでなければ、漁業者にも行政にも無駄な労力を使わせるだけである。